

広島県告示第六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年二月十三日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
相田三丁目六十三地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

都市・区	町	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区	相田町	犬戻	三一〇番六三七	標柱一号
相田三丁目		五六七番一		
		五六四番一		
		五五六番		
		五六四番一		
		五六四番一		
		五六四番一		
相田三丁目		五六四番一		
三一〇番六三七	標柱八号	標柱七号	標柱六号	標柱五号
三一〇番四五八				
三一〇番六四四				

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
篠尾地区（追加）
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

都市・区	町	字	地番	標柱番号
廿日市市				
天神	大字			
二三番四	字			

一〇番九	七番一	七番六	七番一二	七番一三	七番五	七番四	一〇番一〇	一〇二二番五
標柱一二号	標柱一一号	標柱一〇号	標柱八号及び九号	標柱六号及び七号	標柱五号	標柱四号	標柱三号	標柱二号